

第1 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

津山市・鏡野町・勝央町・奈義町・勝北町・久米町・加茂町・富村・奥津町・上齋原村・阿波村・中央町・旭町・久米南町・柵原町の1市11町3村は、昭和44年7月に国から指定を受け「津山広域市町村圏」を発足し、翌年3月に広域行政を推進するための第1次計画となる「津山広域市町村圏振興計画」を策定しました。その計画を通して、広域的事業や共同事務処理など、地域社会づくりに成果をあげてきました。

さらに平成2年6月には、国から「ふるさと市町村圏」への選定を受けるとともに、翌年11月に津山広域事務組合を設立し、津山圏域（以下「圏域」という。）の振興整備を図ってきました。

その後、市町村合併が進み、津山市・鏡野町・勝央町・奈義町・久米南町・美咲町の1市5町（以下「構成市町」という。）で構成する津山圏域（以下「圏域」という。）において、国が主導する「ふるさと市町村圏」施策を進めてきました。平成21年3月31日、国がこれまで推進してきたふるさと市町村圏の要綱を廃止したことから、それ以降は、圏域の自主的な協議により、津山広域事務組合で雇用労働施策を中心として事業に取り組むこととし、平成25年3月に新たな指針として「津山ふるさと市町村圏計画（平成25年3月版）」を策定しました。

その後、人口減少と少子高齢化など圏域を取り巻く状況が、一層厳しさを増す中、若者の定住化に向けた就職支援や定住対策の取組みが重要となっており、今後さらに取組みを強化していくために、「津山ふるさと市町村圏計画（平成30年3月版）」を策定するものです。

2 計画の経過

計画の策定状況は次のとおりです。

	計画名	位置付け	策定年月
1	津山広域市町村圏振興計画	第1次広域行政圏計画	昭和45年3月
2	津山新広域市町村圏整備計画	第2次広域行政圏計画	昭和55年3月
3	津山ふるさと市町村圏計画	第3次広域行政圏計画	平成3年11月
4	第4次津山広域行政圏計画 （津山ふるさと市町村圏計画）	第4次広域行政圏計画・ 第2次津山ふるさと市町村圏 計画	平成13年3月
5	津山ふるさと市町村圏計画 （平成25年3月版）		平成25年3月
6	津山ふるさと市町村圏計画 （平成30年3月版）		平成30年3月

3 計画の構成・期間

計画は、「広域活動計画」として構成し、「ふるさと振興事業」を含みます。

計画期間は、平成30年（2018年）から概ね5年間とします。

4 計画の修正

今後の社会情勢の変化等に対しては柔軟に対応し、必要に応じて計画の修正等を行うものとしてします。